

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年3月22日

【会社名】 株式会社デジタルプラス

【英訳名】 DIGITAL PLUS, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菊池 誠晃

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区元代々木町30番13号

【電話番号】 03 - 5465 - 0690

【事務連絡者氏名】 取締役CF0兼グループ本部長 加藤 涼

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区元代々木町30番13号

【電話番号】 03 - 5465 - 0690

【事務連絡者氏名】 取締役CF0兼グループ本部長 加藤 涼

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 99,900,400円
(注) 本募集金額は1億円未満ですが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	182,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない、当社における標準株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)については、2024年3月22日(金)開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	182,300株	99,900,400	49,950,200
一般募集			
計(総発行株式)	182,300株	99,900,400	49,950,200

(注) 1. 発行価額の総額を、割当予定先に対して第三者割当の方法により割当てます。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は49,950,200円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
548	274	100株	2024年4月8日(月)	-	2024年4月8日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みおよび払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後、払込期日までに、当社と割当予定先との間で引受契約を締結し、発行価額の総額を下記払込取扱場所へ払い込むものとします。

4. 上記株式を割当てた者から申込がない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社デジタルプラスグループ本部	東京都渋谷区元代々木町30番13号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行渋谷支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
99,900,400	2,760,000	97,140,400

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 発行に係る諸費用2,760,000円の内訳は、登記費用・司法書士手数料約350千円、印刷会社費用1,010千円、有価証券届出書作成費用1,000千円、割当予定先調査費400千円を見込んでおります。
 3. 調達資金を実際に支出するまでは、当社預金口座で適切に管理する予定であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
「フィンテック事業」における交換先への支払に充当する運転資金	97	2024年4月～2024年9月

- (注) 1. 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。
 2. 今後、当社グループを取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額又は支出予定時期を変更する可能性があります。資金の使途又は金額又は支出予定時期に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

当社グループは、「人を不幸にしないための、デジタルと」というミッションを掲げ、今や人々の人生に必要な不可欠となったデジタルを活用し、無意識のうちについ諦めてしまっていることを、叶えられることに変えていけるようなサービスを展開することを、経営の基本方針としています。

また、当社グループは、「デジタルマーケティング事業」、及び非接触型マーケティング支援ツールであるデジタルギフト®を中心に展開する「フィンテック事業」の2つの事業を中心に展開をしております。特に、「フィンテック事業」においては、デジタルギフト®を中心として流通総額の増加に注力し、最終的に2024年9月期第1四半期において対前四半期7%増にあたる流通総額14億円を達成することができました。今後も流通総額の拡大を経営の最優先事項に据え、更なる成長を目指してまいります。

以上の結果、2024年9月期第1四半期連結累計期間の売上収益は203,269千円(前年同四半期比111.9%増)、営業利益は13,457千円(前年同四半期営業損失は61,059千円)、親会社の所有者に帰属する四半期利益は11,425千円(前年同四半期親会社の所有者に帰属する四半期損失は59,988千円)と営業黒字への転換を達成しました。

しかし、当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社グループでは、こうした状況を早期に解消又は改善すべく対応策に取り組んでおりますが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。当社グループはこうした状況を早期に解消又は改善すべく、以下の対応策を継続して実施しております。

まず、財務面においては、以下のような対応策を講じております。

- ・CBの財務制限条項に基づく繰上償還権の行使に対して、当第1四半期連結累計期間において、四半期報告書提出日までの間に当該CBで定められた当社普通株式の普通取引の1取引日当たりの平均売買代金に関する財務制限条項に抵触したことにより、2024年3月31日までの間、現金及び現金同等物残高から2024年7月までの借入金等支払返済予定分を除いた金額がCB残高の105%以上を維持することや一定の株価を維持することを条件として、2024年3月31日まで繰上償還権行使の猶予を受けております。なお、当該猶予のためのWaiverの取得にあたっては、2024年2月13日にCBの一部繰上償還の原資として20,000千円を支払うとともに、2024年3月末までに20,000千円の追加の繰上償還を支払うこと(但し、マッコーリーが2024年3月末までに少なくとも20,000千円の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換もしくは株価修正条項付新株予約権の権利行使が出来た場合には繰上償還を要しない)が条件となっております。また、当該繰上償還権行使の猶予期間経過後も財務制限条項に該当するような(既に抵触した(*1)及び(*2)を除く)当社グループの事業、財政状態及び株式の取引高に重要な変化が生じない場合、同じプロセスにより繰上償還権行使のWaiverを発行することを2024年2月14日に同社に確認いたしました。
- ・2023年12月6日に開催した当社取締役会で代表取締役社長が所有する資産管理会社から130,000千円を借入れる

ことについて決議を行い、同日に金銭消費貸借契約を締結し、2023年12月22日に借入れを実行しました(利息:3%。利払い日:毎月。返済期日:2025年12月末日。返済方法:満期一括返済)。

- ・財政状態を勘案しながら、第三者割当増資、当社が保有する自己株式100,000株の処分及び第11回の新株予約権の行使を通じた調達等の手段により必要な資金調達を実行する方針です。

次に、事業面においては、前連結会計年度に親和性のある事業の譲受や新たな事業会社の吸収合併等を実施したことでフィンテック事業の成長をさらに加速させ、当社グループの企業価値向上に努めております。

一方で、当連結会計年度においては経営資源の選択と集中に軸足を置き、デジタルマーケティング支援事業の売却を検討しております。

しかしながら、依然として安定した収益基盤とは言えないことから、当社としても強固な収益基盤の確立だけでなく財務基盤の確立が急務であると認識しております。

そこで、当社は、運転資金の調達を行うため、資金調達として、直ちに資金化できる第三者割当による新株式の発行を選択いたしました。この点、2023年8月31日に第11回新株予約権及び第12回新株予約権を発行しておりますが、当該新株予約権の行使価格を修正してしまうと、その時点の株価に対して90%を乗じた価格が新たな行使価格となるため、第三者割当による新株式の発行を行うことと致しました。また、当社グループが運営する「フィンテック事業」において、以下に掲げる事項等について、資本業務提携及び協力関係を構築可能な割当先を検討いたしました。本第三者割当増資は、割当予定先である株式会社セレス(以下「セレス社」といいます。)及び株式会社Bennu(以下「Bennu社」といいます。)との本資本業務提携の一環として一部実施されるものであります。当該第三者割当による新株式の発行を実施することにより、当社の財務体質の改善並びに強化が図られ、事業拡大に向けた戦略的な取り組みが可能となり、当社の使命である企業価値及び株式価値の向上が図れると判断しております。

- (* 1) 当該取引日に先立つ20連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の1取引日当たりの平均売買代金が、1,000万円を下回った場合
- (* 2) 当社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表上の現金及び預金の合計額から負債の部の金額(但し、本社債を除く。)を控除した額がその時点で残存する本社債の額面総額の50%相当額未満となった場合

本第三者割当の資金使途としては、当社が運営するサービス「デジタルギフト®」及び「デジタルウォレット」をはじめとした「フィンテック事業」におけるデジタルギフトの流通総額増加のために使途致します。

具体的にはサービスの特性上、デジタルギフトの交換先の手配にて貯蔵品及び預け金によるデポジット入金が発生することから、デジタルギフトの交換先となるAmazonギフトカード及びPayPay等の支払いに充てる運転資金が必要となります。当社は2024年9月期にデジタルギフトの流通総額90億円を目標として掲げており、必要な前払額も増加することが見込まれるなど、手元資金の流動性を確保する必要が増加することが見込まれると考えております。

今後の流通総額の増加に備える必要があるため、本第三者割当の調達資金から97百万円の資金を当該資金使途へ充当することを予定しており、本資金使途への充当によりデジタルギフトの月間約1億円の流通総額増に対応することが可能であると見込んでおります。

(当該資金調達の方法を選択した理由)

今回の資金調達に際し、当社グループは、株主の皆様の利益に配慮しつつ、かつ上記の目的の達成を目指し、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による新株式の発行を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。

間接金融(銀行借入)による資金調達に関しましては、当社の財務体質の改善・強化を図るために、更に多額の借入を行うことは、借入コストの増加につながり利益の低下や財務基盤の不安定化をもたらすこととなります。ひいては既存株主の利益を失するものと判断いたしました。

そこで、当社は、運転資金への充当として直ちに資金化できる第三者割当による新株式の発行による資金調達を選択いたしました。

公募増資、株主割当増資については、調達に要する時間及びコストも第三者割当による株式の発行より割高であり、現状では引受先が集まらないリスクがあることが想定されることから、長期に安定的に保有していただける相

手先に対する第三者割当増資による新株式の発行による資金調達が最も適していると判断いたしました。

当社グループといたしましては、本第三者割当による新株式の発行を実施することによりさらなる事業展開が可能となり、当社グループの事業拡大につながることで、中長期的な企業価値を向上させることが、既存株主様の株主価値の向上に繋がるものと考えており、本第三者割当による資金調達を行い、収益基盤を強化することで、将来の企業価値向上に繋がることから本第三者割当を実施することといたしました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

株式会社セレス

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社セレス
	本店の所在地	東京都渋谷区桜丘町1番1号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第18期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 2023年3月30日関東財務局長に提出
		四半期報告書 事業年度 第19期第1四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日) 2023年5月12日関東財務局長に提出
		四半期報告書 事業年度 第19期第2四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月10日関東財務局長に提出
四半期報告書 事業年度 第19期第3四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月10日関東財務局長に提出		
b. 当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社と割当予定先の間には下記の取引関係があります。 ・ 当社の提供するデジタルギフト®の利用

株式会社Bennu

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社Bennu
	本店の所在地	東京都渋谷区神宮前二丁目18番19号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 高木 啓太
	資本金	60,000千円
	事業の内容	統合マーケティングソリューション事業 マーケター支援事業 クリエイティブ/コンテンツ制作事業 他
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社SURROUND 39.80%
	b. 当社と割当予定先との関係	出資関係
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

アルファインターナショナル株式会社

a．割当予定先の概要	名称	アルファインターナショナル株式会社
	本店の所在地	東京都渋谷区東一丁目26番20号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 徳山 宗年
	資本金	90,000千円
	事業の内容	情報通信機器の販売及び取次店業務 他
	主たる出資者及びその出資比率	アルファグループ株式会社 100.00%
b．当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社と割当予定先の間には下記の取引関係があります。 ・割当予定先の保有するサービスの運用を当社が受託

赤浦 徹

a．割当予定先の概要	名称	赤浦 徹
	住所	東京都港区
	職業の内容	自営業
b．当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

株式会社セレス

当社は当社の財務体質の強化と経営の効率化の確保の観点も踏まえ、資本性の資金調達を前提として資金調達先を探しており、当社の代表取締役である菊池誠晃よりデジタルギフト®と連携を行っているセレス社へ資金需要を2024年2月上旬に相談したところ、当社グループが運営する「フィンテック事業」において、両社のこれまでの実績や知見、企画・開発力を相互に利用し、相互のフィンテック事業の収益性を高めることを目的として、セレス社との間で本資本業務提携を実施することといたしました。こうした業務提携を当社の事業戦略に賛同いただき、業務提携を前提とした本第三者割当の引受に至りました。

株式会社Bennu

当社は当社の財務体質の強化と経営の効率化の確保の観点も踏まえ、資本性の資金調達を前提として資金調達先を探しており、当社の代表取締役である菊池誠晃より当社が発行する「地域ギフト」との連携が見込まれるBennu社へ資金需要を2024年2月上旬に相談したところ、当社グループが運営する「フィンテック事業」において、両社のこれまでの実績や知見、企画・開発力を相互に利用し、相互のフィンテック事業の収益性を高めることを目的として、Bennu社との間で本資本業務提携を実施することといたしました。こうした業務提携を当社の事業戦略に賛同いただき、業務提携を前提とした本第三者割当の引受に至りました。

アルファインターナショナル株式会社

当社は当社の財務体質の強化と経営の効率化の確保の観点も踏まえ、資本性の資金調達を前提として資金調達先を探しており、当社の代表取締役である菊池誠晃よりすーちゃんモバイル比較の売却先であるアルファインターナショナル株式会社(以下、「アルファインターナショナル社」といいます。)へ資金需要を2024年2月上旬に相談したところ、「フィンテック事業」においても一定のシナジーがある可能性があるものと判断され、本第三者割当の引受に至りました。

赤浦 徹

当社が上場前、旧社名である株式会社リアルワールド時代に、赤浦氏が代表パートナーを務めるインキュベイトファンドより出資を受け、上場後においても継続的に赤浦氏により経営に関するアドバイスを含め様々な助言を頂戴してまいりました。この度、当社フィンテック事業における流通総額を拡大させていくにあたって、赤浦氏の豊富な人脈と経験知見を更に頼りにしたいと考え、割当先に選定させていただきました。

なお、当社は、本資本業務提携の一環として、本第三者割当により、セレス社及びBennu社との間で、当社グループが運営する「フィンテック事業」において、以下に掲げる事項等について、提携及び協力関係を構築いたします。

セレス社との業務提携の内容

当社は、セレス社との間で、当社グループが運営する「フィンテック事業」において、以下に掲げる事項等について、提携及び協力関係を構築いたします。

- ・セレス社が提供する累計会員数1,100万人を超えるポイ活サービス「モッピー」に対し、デジタルギフト®を通じたシームレスなポイント交換体験の提供、及びポイント交換先の拡充支援
- ・デジタルギフト®で所有する動画及び広告配信機能を活用することによる、「モッピー」を始めとした各種運営サービスのプロモーション支援

Bennu社との業務提携の内容

当社は、Bennu社との間で、当社グループが運営する「フィンテック事業」において、以下に掲げる事項等について、提携及び協力関係を構築いたします。

- ・Bennu社の高いマーケティング知見を活用した企業向け当社サービス(「デジタルギフト®」および「デジタルウォレット」を始めとしたフィンテック関連サービス)の導入及び新たなビジネス開発
- ・Bennu社と行政機関の連携によって行われている経済支援や移住、インバウンド支援等における、「地域ギフト」を始めとする当社サービスの導入及びビジネス開発
- ・ふるさと納税、地域通貨または地方銀行等の交換先連携推進による「地域ギフト」を始めとする当社サービスの更なる品質強化

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割当株式数(当社普通株式)
株式会社セレス	54,700株
株式会社Bennu	18,200株
アルファインターナショナル株式会社	54,700株
赤浦 徹	54,700株
合計	182,300株

e. 株券等の保有方針

株式会社セレス

当社は、割当予定先から、本第三者割当により取得する株式について中長期的に保有する意向である旨の説明を口頭により受けております。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間において、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

株式会社Bennu

当社は、割当予定先から、本第三者割当により取得する株式について中長期的に保有する意向である旨の説明を

口頭により受けております。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間において、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

アルファインターナショナル株式会社

本新株式の割当予定先であるアルファインターナショナル社は、純投資を目的としております。また、本第三者割当により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、短期保有を目的とするものではありませんが、市場動向を勘案し場合によっては比較的短期に売却する可能性もございます。以上の方針については、アルファインターナショナル社の徳山氏より、取締役の加藤涼が口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に本株式の発行により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。

赤浦 徹

本新株式の割当予定先である赤浦徹氏は、純投資を目的としております。また、本第三者割当により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、短期保有を目的とするものではありませんが、市場動向を勘案し場合によっては比較的短期に売却する可能性もございます。以上の方針については、赤浦徹氏より、取締役の加藤涼が口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に本株式の発行により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

株式会社セレス

当社は、セレス社から、本第三者割当増資に係る払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金（30百万円）は確保されている旨、口頭にて報告を受けており、また、割当予定先の第18期(2022年1月1日 - 2022年12月31日)有価証券報告書（2023年3月30日提出）及び第19期第3四半期(2023年7月1日 - 2023年9月30日)四半期報告書（2023年11月10日提出）に記載されている連結財務諸表により、2023年9月30日時点における現金及び現金同等物が8,428百万円保有していることを確認しております。また、割当予定先からも口頭にて払込にかかる資金については手元資金で充当できるため問題ないとの回答を得ております。そのため、割当予定先は、かかる払込みに要する十分な現預金を保有しており、当社としてかかる払込みに支障はないと判断いたしました。

株式会社Bennu

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し（2024年3月5日付）及び過去3期分決算書を取得し、本新株式の払込金額（発行価額）を上回る金額の現預金残高が確保されていることを確認しており、当社としてかかる払込みに支障はないと判断いたしました。

アルファインターナショナル株式会社

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し（2024年3月4日付）及び過去3期分決算書を取得し、本新株式の払込金額（発行価額）を上回る金額の現預金残高が確保されていることを確認しており、当社としてかかる払込みに支障はないと判断いたしました。

赤浦 徹

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座（ネットバンク）の写し（2024年3月1日付）を取得し、本新株式の払込金額（発行価額）を上回る金額の現預金残高が確保されていることを確認しており、当社としてかかる払込みに支障はないと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

株式会社セレス

セレス社は東京証券取引所プライム市場に上場しており、当社はセレス社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(2023年3月31日)において、反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除することを明示しており、万が一取引先が反社会勢力と判明した場合には、速やかに契約を解除できる体制を整備していることを確認しております。当社は、当該記載に基づき、セレス社は反社会勢力と関係がないと判断いたしました。

株式会社Bennu

当社は、割当予定先であるBennu社及び割当予定先の役員及び株主（以下、「割当予定先等」という。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるセキュリティ&リサーチ社に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。

当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

アルファインターナショナル株式会社

当社は、割当予定先であるアルファインターナショナル社及び割当予定先の役員及び株主（以下、「割当予定先等」という。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 羽田寿次）（以下、「セキュリティ&リサーチ社」といいます。）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。

当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

赤浦 徹

当社は、割当予定先である赤浦徹氏（以下、「割当予定先」という。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるセキュリティ&リサーチ社に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日（2024年3月21日）の株式会社東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値577円を基準とし、直前取引日の終値である577円から5.00%ディスカウントした548円といたしました。

上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付 以下、「日証協指針」といいます。）によると、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

また、発行価額のディスカウント率を5%とした経緯としましては、当社が2023年12月に継続企業の前提に関する事項の注記が付されていること、過去事業年度において経常損失を計上していることを勘案し、割当予定先からの発行価額における5%程度のディスカウントの打診を受け、日証協指針に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

なお、当該発行価額は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日の終値である577円から5.00%のディスカウント、当該直前取引日までの1カ月間の終値平均である601.89円から8.95%のディスカウント、当該直前取引日までの3カ月間の終値平均である554.52円から1.18%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である590.83円から7.25%のディスカウントとなっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。なお、ディスカウント率についても日証協指針に基づいても有利発行に範囲内であるため合理的かつ適法であると当社取締役会において判断しております。

また、当社監査等委員3名（うち3名が社外監査等委員）も、本新株式の発行価額の算定方法については、取締役会決議日の直前取引日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、また、5%のディスカウント率についても、本第三者割当による増資規模の必要性、本第三者割当で発行する当社株式の流通量が既存株主に与える影響（詳細は、下記「（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」を参照）、当社の業績及び信用リスク、割当予定先が負う価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていること及び日証協指針も勘案されていることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により増加する新株式数182,300株は、現在の発行済株式総数3,690,900株に対し4.94%（2023年12月31日現在の当社総議決権数35,892個に対しては5.08%）の割合で希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本第三者割当増資により得られる調達資金により事業拡大に向けた戦略的な取り組みを図り将来的には財務体質の改善・強化が可能となります。そのことにより、企業価値及び株式価値の向上を図ることで、既存株主にとっても合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決数の割合 (%)
菊池 誠晃	東京都港区	1,196,200	33.32	1,196,200	31.72
P C 投資事業 有限責任組合	東京都港区六本木一丁目 6 - 1	403,200	11.23	403,200	10.69
福井 優	東京都杉並区	102,000	2.84	102,000	2.70
楽天証券株式 会社	東京都港区南青山二丁目 6 - 21	81,300	2.26	81,300	2.16
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC	LEVEL6,50 MARTIN PLACE, SYDNEY,Australia	56,500	1.57	56,500	1.50
鈴木 智博	石川県金沢市	55,000	1.53	55,000	1.46
株式会社セレス	東京都世田谷区用賀四丁目 10番 1 号	-	-	54,700	1.45
アルファイン ターナショナル株式会社	東京都渋谷区東一丁目26番 20号	-	-	54,700	1.45
赤浦 徹	東京都港区	-	-	54,700	1.45
株式会社SBI 証券	東京都港区六本木一丁目 6 - 1	52,800	1.47	52,800	1.40
計		1,947,000	54.22	2,111,100	55.98

(注) 1. 2023年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当増資による異動を反映しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第三位以下を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第19期、提出日2024年1月4日)及び四半期報告書(第20期第1四半期 提出日2024年2月14日)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日(2024年3月22日)までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2024年3月22日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年3月22日)までの間に、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2024年1月4日提出)

1 提出理由

当社は、2023年12月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年12月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、菊池誠晃氏、千葉博文氏、加藤涼氏、及び澤博史氏を選任する。

第2号議案

監査等委員である取締役として西井健二郎氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)	
第1号議案						
菊池誠晃	20,099	106		(注)	可決	99.47
千葉博文	20,100	105		(注)	可決	99.48
加藤涼	20,095	110		(注)	可決	99.45
澤博史	20,099	106		(注)	可決	99.47
第2号議案						
西井健二郎	20,083	122		(注)	可決	99.39

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第19期)	自 2022年10月1日 至 2023年9月30日	2024年1月4日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第20期第1四半期)	自 2023年10月1日 至 2023年12月31日	2024年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年1月4日

株式会社デジタルプラス
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルプラスの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社デジタルプラス及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

「連結財務諸表注記」継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2017年9月期以降継続的な営業損失を計上しており、2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度において277,586千円の重要な営業損失を計上しているほか、2023年8月31日に会社が発行した無担保転換社債型新株予約権付社債の財務制限条項に抵触した結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

「連結財務諸表注記」後発事象に記載されているとおり、会社は、2023年12月6日に代表取締役社長の資産管理会社との間で金銭消費貸借契約を締結し、2023年12月22日に借入を実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、前連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査上の主要な検討事項として、以下の事項を記載した。

- ・ すーちゃんモバイル比較の事業譲渡に係る会計処理の妥当性
- ・ フィンテック事業のソフトウェアの評価の妥当性

当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査等委員とコミュニケーションを行った事項の中から、特別な検

討を必要とするリスク又は重要な虚偽表示リスクが高いと評価した領域の変化、会社が重要な判断を行った連結財務諸表の領域に関連する当監査法人の重要な判断、当連結会計年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響等、また監査における相対的な重要性や会社に特有の事項を考慮して、監査上の主要な検討事項とする事項について検討した。

その結果、当連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項は、前連結会計年度の監査上の主要な検討事項である「すーちゃんモバイル比較の事業譲渡に係る会計処理の妥当性」及び「フィンテック事業のソフトウェアの評価の妥当性」を除外し、以下の事項を追加した。

・デジタルマーケティング支援事業の条件付対価を含む移転した対価及び当該事業の取得に関連して識別された顧客関連資産の公正価値測定の適切性

・デジタルマーケティング事業に配分されたのれんの評価の妥当性

デジタルマーケティング支援事業の条件付対価を含む移転した対価及び当該事業の取得に関連して識別された顧客関連資産の公正価値測定の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記「企業結合」に記載のとおり、会社は、株式会社コムクスから同社が運営するデジタルマーケティング支援事業を2023年1月1日に取得し、支払対価として現金120,000千円を支払い、さらに事業譲渡契約書に基づき、企業結合日から1年間（2023年1月1日から12月31日まで）における譲受事業から発生した売上総利益が一定水準を超えた場合、アーンアウト（成功報酬）として最大80,000千円を支払うことに合意している。</p> <p>会社は、国際財務報告基準第3号「企業結合」に従い、当該条件付対価を含む企業結合において移転した対価を、取得した事業の事業計画に基づき測定し、連結財政状態計算書においてのれん177,455千円（資産合計の10.5%）を計上している。また、取得した識別可能な資産、引き受けた負債の認識及び測定を行い、顧客関連資産22,545千円（資産合計の1.6%）を計上している。</p> <p>移転した対価の測定に使用された主要な仮定は、事業計画の売上予測及び売上総利益率、並びに割引率である。また、顧客関連資産の測定に使用された主要な仮定は、顧客関係や取引条件に基づく既存顧客の残存見込みである。なお、会社は、移転した対価の測定と取得した識別可能な資産、引き受けた負債の認識及び測定に評価の専門家を利用している。</p> <p>当該企業結合取引により認識したのれん及び顧客関連資産は、連結財政状態計算書に重要な影響を与える。顧客関連資産の認識及び測定には専門的な知識が必要であり、のれんの測定の基礎となる移転した対価の測定と識別した顧客関連資産の測定に使用された主要な仮定には見積りの不確実性や経営者の主観的な判断を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人はデジタルマーケティング支援事業の条件付対価を含む移転した対価及び当該事業の取得に関連して識別された顧客関連資産の公正価値測定の適切性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、デジタルマーケティング支援事業の条件付対価を含む移転した対価及び当該事業の取得に関連して識別された顧客関連資産の公正価値測定の適切性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引の概要や目的的理解を行うため、経営者へ質問するとともに、取締役会議事録、事業譲渡契約書及び関連資料の閲覧を行った。 移転した対価及び取得した識別可能な資産、引き受けた負債の認識及び測定プロセスに関連する会社の内部統制の理解を行った。 会社が利用した評価の専門家の適性、能力及び客観性を評価し、評価の前提条件及び評価結果について会社が利用した評価の専門家に質問するとともに、条件付対価を含む移転した対価の合理性を検討するため、移転した対価が経営者の評価した事業価値の範囲内にあることを検討した。 移転した対価の測定に使用された主要な仮定である売上予測及び売上総利益率について過去実績を踏まえた事業価値を監査人が独自に算定し、経営者が評価した事業価値の算定結果との乖離があるかどうかを検討した。 主要な仮定を含む事業成長予測について、外部調査機関が公表した市場成長率予測との比較を行った。 事業価値算定に利用する割引率が一般的なアプローチを使用していることを検討し、監査人が独自に計算した結果の範囲内にあることを検討した。 顧客関連資産の識別プロセス、見積手法及び使用された主要な仮定を評価するため、当監査法人の評価の専門家を関与させ、会社が利用した専門家による評価結果の合理性を検討した。なお、実施した主な手続は以下を含む。 <p>会社が利用する専門家への質問や事業取得に関連する取締役会資料、事業譲渡契約書を閲覧し、重要な識別無形資産の検討に漏れないことを検討するとともに、既存顧客との取引条件や市場の特性等を踏まえ主要な仮定である既存顧客の残存見込みを検討した。顧客関連資産の測定において使用された評価方法が一般的に用いられる評価手法であることを検討した。顧客関連資産の見積手法及び計算過程について分析し、再計算を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客関連資産の測定に利用された基礎データの信頼性を検討するため、契約書や受注証憑を閲覧した。また、移転した対価と識別された顧客関連資産の公正価値との差額がのれんとして計上されていることについて計算結果を検証した。

デジタルマーケティング事業に配分されたのれんの評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記「非金融資産の減損」に記載されているとおり、当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上されているデジタルマーケティング事業に関するのれん残高177,455千円（資産合計の10.5%）は、2023年1月1日に株式会社コムクスからデジタルマーケティング支援事業を取得した際に認識したのれんである。</p> <p>会社は、国際会計基準第36号「資産の減損」に従い実施した当連結会計年度の減損テストにおいて、資金生成単位グループの回収可能価額を使用価値により測定している。使用価値は、経営者が過去実績及び外的経営環境を反映し、承認した将来事業計画（将来3年分）を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引くことにより算定している。</p> <p>使用価値の算定の基礎とした将来事業計画には、顧客数、平均単価及び割引率を主要な仮定としている。</p> <p>翌連結会計年度以降の将来事業計画の策定における上記の主要な仮定は見積りの不確実性や経営者の主観的な判断を伴い、当該のれんは連結財政状態計算書において金額的重要性が高い。</p> <p>以上から、当監査法人はデジタルマーケティング事業に配分されたのれんの評価の妥当性が、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、デジタルマーケティング事業に配分されたのれんの評価の妥当性を検討するため主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のれんの評価プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・経営者が識別した資金生成単位グループの妥当性を検討した。 ・経営者によるのれんの減損テストの評価結果を入手し、使用価値の算定に使用された将来キャッシュ・フロー及び割引率について再計算した。 ・使用価値の見積りにおいて使用した3年間の将来事業計画と、経営者により承認された事業計画との整合性を検討した。 ・当連結会計年度の事業計画と実績数値を比較し、乖離が生じている部分について経営者へ質問を実施するとともに、翌連結会計年度以降の将来事業計画における売上予測に反映されていることを検証した。 ・将来事業計画に含まれる売上予測のうち、顧客数は直近の取引実績や受注証憑、並びに外部機関が公表した市場成長率予測を閲覧し、売上予測との整合性を検討した。 ・将来事業計画に含まれる売上予測のうち、平均単価は過去実績と将来予測を比較し重要な変動の有無を検討した。 ・主要な仮定を含む将来キャッシュ・フローについて、外部調査機関が公表した市場成長率予測との比較を行った。 ・割引率について、以下の手続を実施した。 割引率の決定に用いられたモデルが一般的に用いられる評価手法であることを検討し、会社の計算結果について根拠資料との照合を行い、再計算した。 割引率の決定にあたって利用された市場データについて、監査人が独自に取得した外部機関のデータとの整合性を検討した。 ・使用価値の算定に使用した将来キャッシュ・フローや割引率が変動した場合における感応度を監査人が独自に算定し、会社の実施したのれんの減損テストに与える影響を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社デジタルプラスの2023年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社デジタルプラスが2023年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効ではないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の決算・財務報告プロセスに開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正はすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年1月4日

株式会社デジタルプラス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルプラスの2022年10月1日から2023年9月30日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルプラスの2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

「注記事項」継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は2017年9月期以降継続的な営業損失を計上しており、2022年10月1日から2023年9月30日までの事業年度において324,463千円の重要な営業損失を計上しているほか、2023年8月31日に会社が発行した無担保転換社債型新株予約権付社債の財務制限条項に抵触した結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

「注記事項」（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2023年12月6日に代表取締役社長の資産管理会社との間で金銭消費貸借契約を締結し、2023年12月22日に借入れを実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、前事業年度の財務諸表の監査において、監査上の主要な検討事項として、以下の事項を記載した。

・すーちゃんモバイル比較の事業譲渡に係る会計処理の妥当性

当事業年度の財務諸表の監査において、監査等委員とコミュニケーションを行った事項の中から、特別な検討を必要とするリスク又は重要な虚偽表示リスクが高いと評価した領域の変化、会社が重要な判断を行った財務諸表の領域に関連する当監査法人の重要な判断、当事業年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響等、また監査における相対的な重要性や会社に特有の事項を考慮して、監査上の主要な検討事項とする事項について検討した。

その結果、当事業年度の財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項は、前事業年度の監査上の主要な検討事項である「すーちゃんモバイル比較の事業譲渡に係る会計処理の妥当性」を除外し、以下の事項を追加した。

・デジタルマーケティング支援事業の取得原価の算定及び当該事業の取得に関連して識別された顧客関連資産の測定の適切性

デジタルマーケティング支援事業の取得原価の算定及び当該事業の取得に関連して識別された顧客関連資産の測定の適切性	デジタルマーケティング支援事業の取得原価の算定及び当該事業の取得に関連して識別された顧客関連資産の測定の適切性
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は、株式会社コムクスから同社が運営するデジタルマーケティング支援事業を2023年1月1日に取得し、支払対価として現金120,000千円を支払い、さらに事業譲渡契約書に基づき、企業結合日から1年間（2023年1月1日から12月31日まで）における譲受事業から発生した売上総利益が一定水準を超えた場合、アーンアウト（成功報酬）として最大80,000千円を支払うことに合意している。</p> <p>会社は、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に従い、当該条件付対価を企業結合日における取得原価に含めず、当該条件付対価の交付が確実となり時価を合理的に決定可能となった時点で取得原価として追加的に認識することとしている。会社は、条件付対価を含まない企業結合の取得原価を、取得した事業の事業計画に基づき測定し、貸借対照表においてのれん82,836千円（資産合計の9.6%）を計上している。また、会社は、取得した識別可能資産、負債の認識及び測定を行い、顧客関連資産22,545千円（資産合計の2.6%）を計上している。</p> <p>取得原価の算定において使用された主要な仮定は、事業計画の売上予測及び売上総利益率、並びに割引率である。また、顧客関連資産の測定に使用された主要な仮定は、顧客関係や取引条件に基づく既存顧客の残存見込みである。なお、会社は、取得原価の算定と取得した識別可能資産、負債の認識及び測定に評価の専門家を利用している。</p> <p>当該企業結合取引により認識したのれん及び顧客関連資産は貸借対照表に重要な影響を与える。顧客関連資産の認識及び測定には専門的な知識が必要であり、のれんの測定の基礎となる取得原価の算定と識別した顧客関連資産の測定に使用された主要な仮定には見積りの不確実性や経営者の主観的な判断を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、デジタルマーケティング支援事業の取得原価の算定及び当該事業の取得に関連して識別された顧客関連資産の測定の適切性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、デジタルマーケティング支援事業の取得原価の算定及び当該事業の取得に関連して識別された顧客関連資産の測定の適切性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引の概要や目的の理解を行うため、経営者へ質問するとともに、取締役会議事録、事業譲渡契約書及び関連資料の閲覧を行った。 取得原価の算定及び取得した識別可能資産、負債の認識及び測定プロセスに関連する会社の内部統制の理解を行った。 会社が利用した評価の専門家の適性、能力及び客観性を評価し、評価の前提条件及び評価結果について会社が利用した評価の専門家に質問するとともに、取得原価の合理性を検討するため、取得原価が経営者の評価した事業価値の範囲内にあることを検討した。 取得原価の算定に使用された主要な仮定である売上予測及び売上総利益率について過去実績を踏まえた事業価値を監査人が独自に算定し、経営者が評価した事業価値の算定結果との乖離があるかどうかを検討した。 主要な仮定を含む事業成長予測について、外部調査機関が公表した市場成長率予測との比較を行った。 事業価値算定に利用する割引率が一般的なアプローチを使用していることを検討し、監査人が独自に計算した結果の範囲内にあることを検討した。 顧客関連資産の識別プロセス、見積手法及び使用された主要な仮定を評価するため、当監査法人の評価の専門家を関与させ、会社が利用した専門家による評価結果の合理性を検討した。なお、実施した主な手続は以下を含む。 <p>会社が利用する専門家への質問や事業取得に関連する取締役会資料、事業譲渡契約書を閲覧し、重要な識別無形資産の検討に漏れがないことを検討するとともに、既存顧客との取引条件や市場の特性等を踏まえ主要な仮定である既存顧客の残存見込みを検討した。顧客関連資産の測定において使用された評価方法が一般的に用いられる評価手法であることを検討した。顧客関連資産の見積手法及び計算過程について分析し、再計算を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客関連資産の測定に利用された基礎データの信頼性を検討するため、契約書や受注証憑を閲覧した。また、取得原価と識別された顧客関連資産の公正価値との差額がのれんとして計上されていることについて計算結果を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営

者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年2月14日

株式会社デジタルプラス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 健一

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルプラスの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年10月1日から2023年12月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社デジタルプラス及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

「要約四半期連結財務諸表注記」継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2017年9月期以降継続的な営業損失を計上しており、前連結会計年度において277,586千円の重要な営業損失を計上しているほか、2023年8月31日に会社が発行した無担保転換社債型新株予約権付社債の財務制限条項に抵触した結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。要約四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は要約四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

強調事項

「要約四半期連結財務諸表注記」後発事象に記載されているとおり、会社は、2023年1月1日に行われた株式会社コムクスからの事業譲受に基づく条件付対価80,000千円の支払いが確定したため、2024年1月31日に支払いを実行した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。